

## 法第 743 条第 1 項の規定による大規模償却資産

### 記載事項の説明

#### 1 納税義務者数に関する調（全国計）

本調は、法第 743 条第 1 項の規定により道府県知事が価格等を決定した償却資産に係る固定資産税の納税義務者数を記載した。

#### 2 償却資産の価格等に関する調（全国計）

(1) 本調は、法第 753 条第 1 項の規定により道府県知事が価格等を決定した償却資産について記載した。

(2) 「決定価格」、「課税標準額」及び「課税標準額の内訳」は道府県ごとに千円未満の額は四捨五入したものの合計である。

(3) 「課税標準額」の欄には、法第 349 条の 3、法附則第 15 条、法附則第 15 条の 2、法附則第 15 条の 3、法附則第 16 条の 2、法附則第 56 条又は法附則第 56 条の 2 の規定の適用を受ける償却資産についてはこれらの規定に定める額、その他の償却資産については法第 349 条の 2 に規定する額を合計して記載した。

(4) 「同上内訳」の「市町村分の額」の欄には、「課税標準額」の「合計」のうち「道府県分の額」以外の額を記載し、「道府県分の額」の欄には、法第 740 条の規定によって道府県が課する部分の課税標準額を記載した。

#### 3 法第 743 条第 1 項の規定により道府県知事が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（全国計）

(1) 「決定価格」及び「課税標準額」の欄の記載については、2 の(2)及び(3)の例によった。

(2) 各課税標準の特例規定については、Ⅲ. 償却資産の 3 の(2)から(5)の例によった。